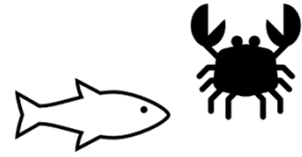


Cコード 水産食品

水産食品の未加工品が含まれる



届出時の必要書類

- ①食品等輸入届出書
- ②衛生証明書(必要に応じて)

Cコードの分類

- C1 魚類 (うなぎ、まぐろ、ふぐ未加工のもの等)
- C2 貝類 (かき、むらさきいがい。あわび等)
- C3 水産動物類 (えび類、ロブスター、しゃんはいがに等)
- C4 海藻類 (わかめ、こんぶ等)
- C9 その他の水産商品 (あんこうの肝臓、たらこの精巣等魚介類から卵、内臓、骨等を取り出し、冷蔵または冷凍しただけのもの)

- ・ [ふぐ及び生食用かきの衛生証明書について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

Cコード記入例は[こちら](#)